

日バス協技第301号
令和5年10月4日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局長から、別添のとおり周知依頼がありました。
つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

主な追加点

- ・ 特定自動運行保安員に対する処分の追加
- ・ 禁煙表示の適用を一般貸切に拡大（なお令和5年7月以前に旅客運送事業の用に供している車両については、従前のとおりで問題ありません。）
- ・ ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生した場合（適切な管理ができていなかったものに限ります。）

担 当：技術安全部（田中・池田）
電 話：03-3216-4015